

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

救急病院の認定(医務課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

国土調査の成果の認証(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

廃川敷地等の生成(河川課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 公 告

消防設備士講習の実施(消防防災課)

◇ 正 誤

平成二年七月鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次とおり告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 受 理 年 月 日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	平成二年六月一日

鳥取県告示第六百十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河本 志摩子	鳥国薬第七四四号	平成二年六月十四日
岡田 裕子	鳥国薬第七四五号	平成二年六月十五日
戎谷 佐知子	鳥国薬第七四六号	〃

鳥取県告示第六百十八号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院と認定したので、同令第二条の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	認定の有効期限
博愛病院	米子市両三柳一八八〇	平成五年七月四日

鳥取県告示第六百十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富長内科眼科クリニック	米子市東福原五七三	平成二年七月四日
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾二二九五	〃
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	〃
中本内科医院	〇 東伯郡東伯町大字八橋一七四	〃

医療法人板倉整 形脳外科医院	八頭郡家町大字郡家五九五 一五	"
医療法人佐々木 医院	西伯郡中山町田中六四六一	"
医療法人イナカ 内科医院	鳥取市正蓮寺四三	"
医療法人社団提 嶋外科クリニック	米子市上福原五七八一六	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五一四八	"
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三一二	"
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	"
佐治国民健康保 険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二一 七一―二	"
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五―七	"
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五―二	"
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九―一	"

鳥取県告示第六百二十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施

行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
林循環器消化器 内科	鳥取市田園町四丁目一六八― 一	平成二年七月三日
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一七四〇	"
佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一―一	"
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	"
提嶋内科クリニ ック	米子市上福原五七八一六	"
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四二	"
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七	"
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五―七	"
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九―一	平成二年七月六日

鳥取県告示第六百二十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字 若桜一〇三―二	八頭郡若桜町大字 若桜三五八―一	平成二年三月二十七日

鳥取県告示第六百二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡淀江町	昭和六十三年 年度及び平成 元年度	淀江町（大字 西原の一部） の地籍図及び 地籍簿	西伯郡淀 江町大字 西原の一 部	平成二年七月 十一日

鳥取県告示第六百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成元年一月十九日 鳥取県指令受郡土維第一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡河原町大字曳田字笛吹
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八頭郡河原町大字渡一木二二七―一
財団法人河原町教育文化事業団
理事長 遠藤善行

鳥取県告示第六百二十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川三谷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二年七月十三日

三 廃川敷地等の位置

八頭郡河原町大字今在家字雀田三三三―三番地先から同大字字前田上

分一二―四番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）二七二・七六平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によ

り、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、その廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならぬ。

鳥取県告示第六百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年七月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成二年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
大阪府豊中市南桜塚一丁目一三一五 山 桥 昌 典	倉吉市下田中町一一五―二 三、一一五―二五、一一五 ―二八、一一五―三〇、一 一五―三一、一一五―三三、 一一五―三五、一一五―三 六、一一五―三九、一一五 ―四〇及び一一七―四	幅員 四・三 延長 六四・四
千葉県習志野市東習志野五丁目二六一五 山 桥 俊太郎		

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成2年7月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目

平成2年 10月8日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月9日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月11日 (木)	9時30分から 12時30分まで	第二四五種種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月12日 (金)	9時30分から 12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続

(1) 受付期間

平成2年8月20日(月)から同年9月7日(金)まで(郵送の場合は、平成2年9月7日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。)

(2) 提出先

郵便番号 680

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

電話0857-26-5165

(3) 提出書類

ア 受講申請書

(2)の提出先、鳥取県総務部消防防災課及び各消防本部に備付けのものとする。

なお、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

イ 写真

提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

1の講習の区分につき 5,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会

(電話0857-26-5165)又は鳥取県総務部消防防災課

(電話0857-26-7063)に問い合わせること。

正 誤

平成二年七月鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号(選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨について)中次の箇所誤りがあったので訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	八	同記書の	同書記の
三	〃	一	明確が	明確な
四	下	四	前面	面前